

個人市・県民税の特別徴収（給与天引き）にご理解とご協力を お願いします

地方税法や市の条例では、所得税の源泉徴収義務のある事業主の皆さんは、従業員の個人市・県民税の特別徴収（給与天引き）をしなければならないこととされています。

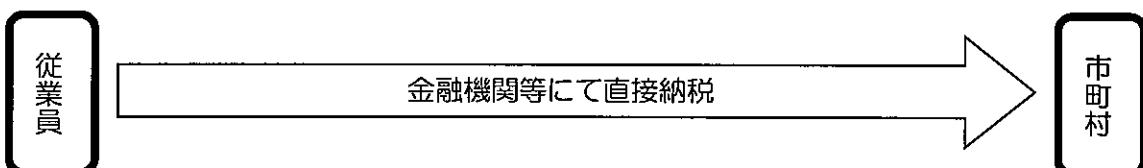
しかしながら、この個人市・県民税の特別徴収は、同様の制度である所得税の源泉徴収と比較して、制度の浸透及び運用が十分とは言えないのが現状です。

このような状況を踏まえ、新潟県と県内全市町村では、特別徴収を実施いただいていない事業主の皆さんに、特別徴収に移行いただく取組を順次進めております。

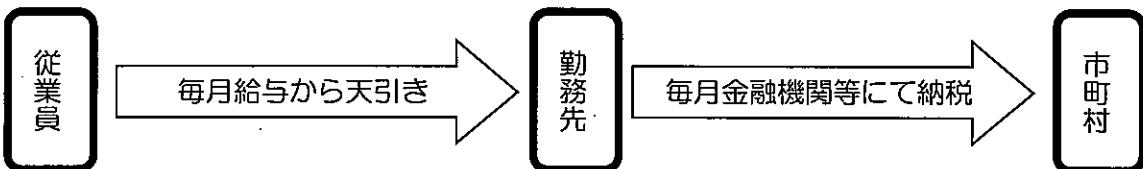
本制度の趣旨をご理解いただき、個人市・県民税の特別徴収にご協力をお願いします。

個人市・県民税の納税イメージ

○普通徴収（これまでの納税方法）の納税イメージ



○特別徴収（給与天引き）の納税イメージ



※普通徴収から特別徴収に切り替わっても、税額は変わりません。

目 次

1	個人市・県民税について	1
2	特別徴収の義務	1
3	特別徴収義務者の指定	1
4	特別徴収の対象になる方	1
5	特別徴収の対象にならない方	2
6	特別徴収事務の流れ	2
7	給与支払報告書を提出する際の注意点	3
8	特別徴収税額通知書の送付	4
9	納期と納入方法	4
10	税額の変更通知	5
11	退職・休職者の徴収方法	5
12	異動届などの提出方法	5
13	Q&A	8
14	関係法令	12
15	市町村担当窓口	14

1 個人市・県民税について

県や市などの地方団体は、私たちが豊かで健康な暮らしができるよう、福祉・保健・教育・消防・ごみ・公園・道路など日々の生活の広い範囲にわたり様々な仕事をしています。

個人市・県民税は、私たちの日常生活に身近な関わりをもつ仕事のための費用を、住民がその能力に応じて分担しあうという性格の税金で、いわば住民として暮らしていくために支払わなければならない会費のようなものといえます。

2 特別徴収の義務

所得税の源泉徴収義務（※1）のある事業主の皆さんには、従業員の個人市・県民税についても給与天引きして納めることができます。法律等で義務付けられています。給与天引きによる納入を「特別徴収」といいます。

これに対し、個人で直接納めることを「普通徴収」といいます。

※1：「14 関係法令」所得税法第183条参照（P13）

3 特別徴収義務者の指定

所得税の源泉徴収義務がある事業主は、地方税法第321条の4及び市の条例の規定により、市から特別徴収義務者に指定されます。

特別徴収義務者の指定は、市からの特別徴収税額通知書の交付をもって行われ、事業主は交付された特別徴収税額通知書の内容に従い、特別徴収を行います。

「従業員の給与の支払いが不定期である」、「事業専従者である」などの、特別な理由（※2）がない限り、特別徴収となります。

※2：「5 特別徴収の対象にならない方」参照（P2）

4 特別徴収の対象になる方

前年中（1月1日～12月31日）に課税対象給与所得があり、本年4月1日現在において、事業主から給与の支払いを受けている人（雇用関係にある人）が対象です。

5 特別徴収の対象にならない方

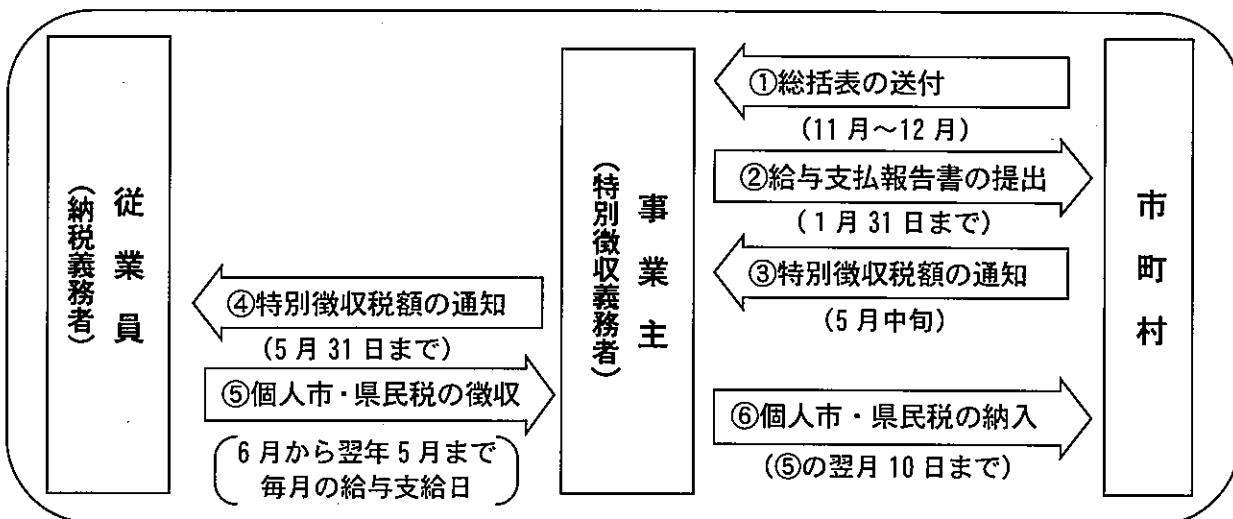
以下の方は、特別徴収の対象にならないため、これまでどおり、普通徴収（自分で納税）になります。

- ①他の事業所等で特別徴収が行われている方
 - ・給与支払報告書の乙欄に該当する方です。
- ②給与の支払いが不定期な方
 - ・年棒一括払い、季節労働者など、毎月給与が支払われない方です。
- ③個人事業主が確定申告等で申告している事業専従者
 - ・確定申告等で事業専従者としている方です。
 - ・特別徴収することも可能です。
- ④退職者（予定者含む）
 - ・特別徴収は6月給与から開始となるため、5月末日までに退職する（予定）方は特別徴収の対象となりません。ただし、3月31日に一旦退職し、4月1日に再雇用される場合は、特別徴収の対象となります。

上記に該当する方は、給与支払報告書を提出される際、所定の仕切紙（※3）を用いて、特別徴収対象者と区別して提出してください。

※3：「7 給与支払報告書を提出する際の注意点」を参照（P 3）

6 特別徴収事務の流れ



○年度途中に従業員に異動があった場合は、届出が必要です。（P 5 参照）

7 給与支払報告書を提出する際の注意点

市から、11～12月の間に「総括表」が送付されますので、給与支払報告書を提出する際に、表紙としてお使いください。

また、特別徴収の対象とならない方（※4）がいる場合は、以下の仕切紙に該当する理由に人数を記入して、特別徴収対象者と区別して提出してください。

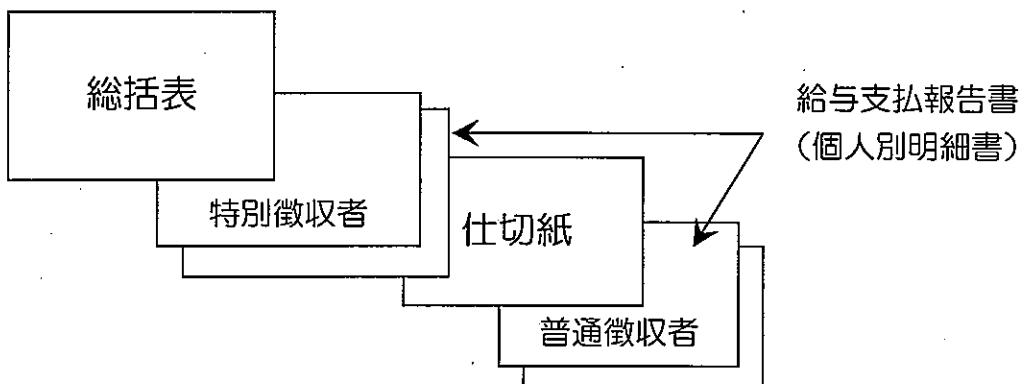
仕切紙がない場合は、従業員全員が特別徴収の対象となります。

○仕切紙

普通徴収者分の給与支払報告書の前にこの表紙をつけてください		
■市	指定番号	
仕切紙		
この仕切紙以降の従業員については、以下の理由により特別徴収の対象者ではありません。		
普通徴収の理由		人 数
理由1	他の事業所で特別徴収が行われている(乙欄該当者)	名
理由2	給与の支払が不定期である	名
理由3	個人事業主が確定申告等で申告している事業専従者	名
理由4	退職者及び退職予定者(5月末日まで)	名
合 計		名
※該当する理由の人数欄に該当者数を記載してください。 (複数の理由に該当する方がいる場合、主な理由の欄に人数の記載をお願いします。) ※仕切がない場合は全従業員が特別徴収の対象となります。		
特別徴収義務者名 (事業主名)		

※4 :「5 特別徴収の対象にならない方」参照 (P 2)

○提出時のイメージ



8 特別徴収税額通知書の送付

個人市・県民税の特別徴収の徴収期間は6月から翌年5月までの12か月です。
毎年5月中旬に、市から、以下のものが送付されます

- ・特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）
- ・特別徴収税額通知書（納税義務者用）
- ・納入書
- ・特別徴収のしおり

特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）に、各従業員のその年度の個人市・県民税額と毎月の徴収（天引き）額が記載されていますので、6月の給与からの特別徴収の準備をお願いします。

なお、特別徴収税額通知書（納税義務者用）は、5月31日までに、従業員にお渡しください。

9 納期と納入方法

○納期限は、従業員から徴収（天引き）した月の翌月10日までです。

（10日が土・日・祝日の場合は、翌営業日になります。）

従業員から徴収（天引き）した税額をとりまとめ、納入書で納入してください。

市が定める金融機関、または、郵便局（ゆうちょ銀行）（※5）にて、納入できます。

※5：郵便局（ゆうちょ銀行）で納入される場合は、指定通知書の提出が必要になります。詳細については、妙高市市民税務課にお問い合わせください。

○納期の特例

特別徴収税額の納入は年12回の毎月納入が原則ですが、従業員が常時10人未満の事業所については、申請（※6）することにより、以下の年2回の納入となる納期の特例をご利用いただくことができます。

- ・6月～11月の間に徴収（天引き）した税額を、12月10日までに納入
- ・12月～5月の間に徴収（天引き）した税額を、6月10日までに納入
（10日が土・日・祝日の場合は、翌営業日になります。）

※6：詳しい申請方法は、妙高市市民税務課にお問い合わせください。

10 税額の変更通知

何らかの事由で、従業員の特別徴収税額に変更が生じた場合や異動届等が提出（※7）された場合は、市から特別徴収税額変更通知書が送付されますので、通知された変更月から徴収金額を変更してください。

※7：「12 異動届などの提出方法」参照（P5）

11 退職・休職者の徴収方法

①6月1日から12月31日までに従業員が退職等をした場合

退職等で、給与からの徴収（天引き）ができなくなった場合は、残りの税額を個人から納付いただくことになります。なお、従業員の希望により退職時に支払う給与または退職手当等から、残りの税額を一括徴収することもできます。

②翌年1月1日から4月30日までに従業員が退職等をした場合

特別徴収できなくなる税額は、当該従業員の意思に関わらず、退職時に支払いする給与または退職手当等から、残りの税額を一括徴収してください。（※8）ただし、一括徴収すべき金額が退職手当等の金額を超え、徴収できない場合は、①と同様の取り扱いとなります。

③翌年5月1日から5月31日までに従業員が退職等をした場合

5月支払分の給与等から徴収（天引き）し、納入してください。

※8：「14 関係法令」地方税法第321条の5第2項参照（P13）

12 異動届などの提出方法

退職、休職及び転勤等により従業員に異動があった場合は、その事由が発生した日の属する月の翌月10日までに、事業主が市に届け出なければなりません。（※9）

※9：「14 関係法令」地方税法施行規則第9条の5参照（P13）

市に報告しなければならない事由は以下のとおりです

- ①従業員が退職、休職し、給与からの徴収（天引き）ができなくなった。
- ②新たな従業員を雇用したため、給与からの徴収（天引き）をしたい。
- ③関連会社への転勤等により、給与から徴収（天引き）する事業主が変更になった。
- ④事業所の所在地、名称、電話番号等が変更になった。

使用する届出様式と主な記載事項は、次ページのとおりです。

①従業員が退職、休職し、給与からの徴収（天引き）ができなくなった。



○使用する様式

- ・異動届出書

○主な記載事項

- ・事業主の所在地、名称等、担当者の連絡先
- ・該当従業員の住所、氏名、生年月日等
- ・異動の事由（退職、休職、死亡等）
- ・異動が発生する（した）年月日
- ・該当従業員の年税額
- ・給与から徴収（天引き）した期間と徴収済額
- ・未徴収税額の徴収方法（普通徴収、または、退職時一括徴収）

○注意点

- ・退職・休職者の徴収方法については、P 5を参照してください。

②新たな従業員を雇用したため、給与からの徴収（天引き）をしたい。



○使用する様式

- ・切替依頼書

○主な記載事項

- ・事業主の所在地、名称等、担当者の連絡先
- ・該当従業員の住所、氏名、生年月日等
- ・該当従業員の年税額
- ・普通徴収等で納付済の税額
- ・給与から徴収（天引き）を開始する月

○注意点

- ・普通徴収からの切り替えの場合、本人に届いている納税通知書の原本と納付済の領収書の写しを添付してください。
- ・普通徴収の納期限が過ぎたものは切り替えできませんので、必ず本人から納めてもらってください。

③転勤等により、給与から徴収（天引き）する事業主が変更になった。



○使用する様式

- ・異動届出書

○主な記載事項

- ・旧事業主の所在地、名称等、旧担当者の連絡先
- ・該当従業員の住所、氏名、生年月日等
- ・異動の事由（転勤）
- ・異動（転勤）が発生する（した）年月日
- ・該当従業員の年税額
- ・給与から徴収（天引き）した期間と徴収済額
- ・新事業主の所在地、名称等、新担当者の連絡先
- ・新事業主が給与から徴収（天引き）を開始する月

○注意点

- ・旧事業主→新事業主の順に書類を記入し、市に提出してください。

④事業主の所在地、名称、電話番号等が変更になった。



○使用する様式

- ・所在地等変更届

○主な記載事項

- ・事業主の所在地、名称等、担当者の連絡先
- ・変更前と変更後の所在地、名称、電話番号等
- ・変更理由

◎①～③の届出が提出された場合、市から特別徴収税額変更通知書（P5参照）
が送付されますので、内容をご確認ください。

◎各種届出様式は市町村によって異なりますが、記載すべき事項が記載されて
いれば、どこの市町村の様式を使用いただいても結構です。

各種届出が遅れると、事業主及び従業員に不利益が発生する
場合がありますので、速やかな届出をお願いします。

13 Q&A

Q 個人市・県民税の特別徴収とは、どのような制度ですか。

A 所得税の源泉徴収制度と同様に、事業主（給与支払者）が、毎月従業員（納税義務者）に支払う給与から個人市・県民税を徴収（天引き）し、納税義務者である従業員に代わって、従業員（納税義務者）の住所地の市町村へ納入していただく制度です。

地方税法等の規定により事業主（給与支払者）には、特別徴収する義務があります。（地方税法第321条の4及び各市町村の条例）

これに対し、従業員（納税義務者）本人が直接納付する方法は「普通徴収」といいます。

Q 「特別徴収義務者」とは何ですか。

A 「特別徴収義務者」とは、毎月従業員（納税義務者）に支払う給与から個人市・県民税を天引きし、従業員（納税義務者）の住んでいる市町村に納入する義務がある事業主（給与支払者）のことといいます。

Q どのような事業主（給与支払者）が特別徴収を行うのですか。

A 所得税の源泉徴収を行う事業主（給与支払者）のうち、前年中に給与の支払いを受けた従業員（納税義務者）に、4月1日の現況において給与の支払いを行う（雇用関係にある）事業主（給与支払者）です。

Q 制度が変わったのですか。

A 制度変更はありません。法令遵守の観点から、法定要件に該当する場合には、これまで「特別徴収税額通知書」を送付していなかった事業所等（給与支払者）へも「特別徴収税額通知書」を送付しますので、対象従業員の個人市・県民税を特別徴収し、納入してください。

なお、地方税法及び市条例の規定により所得税の源泉徴収義務のある事業所等（給与支払者）は、特別徴収義務者として指定されています。

Q 特別徴収するメリットはあるのですか。

A ① 従業員（納税義務者）は金融機関等に出向いて納税する手間が省け（口座振替の方は残高を気にする必要がなくなり）、納付を忘れて滞納となったり、延滞金がかかる心配がなくなります。さらに特別徴収は納期が年12回なので、普通徴収に比べて1回当たりの納税額が少なくてすみます。（年税額は変わりません。）

② 個人市・県民税の特別徴収を行なっているかどうかは、社会保険を完備しているかどうかと並んで、法令遵守精神の高さを示す一つのバロメーターであり、実施することにより、事業所（主）の社会的な信用力が増します。

Q 個人市・県民税は事業主（給与支払者）が計算しなくてもよいのですか。

A 個人市・県民税額の計算は、1月31日までに事業主（給与支払者）から提出していただいた給与支払報告書等に基づき、市で行って通知しますので、所得税のように給与から徴収（天引き）する金額を事業主（給与支払者）が計算する必要はありません。

ただし、退職所得に対する個人住民税については、退職手当等が支払われる際に支払者が税額を計算することとされております。

Q 「特別徴収」により納税するにはどうすればよいですか。

A 前年中に給与の支払いがあった従業員（納税義務者）については、毎年1月31日までにその従業員（納税義務者）がお住まいの市町村に給与支払報告書を提出してください。（地方税法第317条の6）

4月採用など、前年中に給与の支払いがなかった従業員（納税義務者）については、切替依頼書を提出してください。

その後は、市町村が提出いただいた給与支払報告書等に基づいて税額の計算を行い、毎年5月中旬までに「特別徴収税額通知書」を送付します。

「特別徴収税額通知書」には、6月から翌年5月までに徴収（天引き）していただく個人市・県民税額（年税額及び毎月の額）が記載されていますので、従業員（納税義務者）の毎月の給与から「特別徴収税額通知書」に記載された額を徴収（天引き）して、翌月の10日までに当該市町村が指定する金融機関等で納入してください。

Q 給与支払報告書を市町村ごとに分けて提出するのが面倒なのですが、何かよい方法はないですか。

A 給与支払報告書の提出は、eLTAX（エルタックス）をご利用いただくと、従業員（納税義務者）の住所地市町村ごとに自動的に振り分けて提出されるため、分ける手間がなくなります。

Q 每月、市に個人市・県民税を納入するのは面倒なのですが、事務負担の軽減措置はありますか。

A 従業員（納税義務者）が常時10人未満である事業所は、市長の承認を受けて、年12回の特別徴収税額の納期を年2回とすることができます。これにより、6月から11月までの徴収分については12月10日までに、12月から翌年5月までの徴収分については6月10日までに、それぞれ納入することができるため、事務負担の軽減が図れます。

※ 市の徴収金の滞納があり、納入に支障を来す恐れがあると認められる場合は、申請が却下されることがあります。

Q 従業員（納税義務者）から普通徴収にしてほしいと言われているのですが。

A 所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、特別徴収しなければなりません。したがって、従業員（納税義務者）の希望により普通徴収を選択することはできません。

※普通徴収対象者は、「5 特別徴収の対象にならない方」（P2）を参照してください。

Q 普通徴収対象者がいるのですが、仕切紙とはどのようなものですか。

A 仕切紙は以下の様式になります。

仕切紙は、給与支払報告書を提出する際に特別徴収に該当しない従業員（納税義務者）を分けるために使用していただくものです。該当する理由の人数欄に該当者数を記載し、この仕切紙の後ろに該当者の給与支払報告書を添付してください。

仕切紙を使用せずに給与支払報告書を提出された場合、退職者及び乙欄該当者を除きすべての従業員（納税義務者）が特別徴収対象者として扱われます。

普通徴収者分の給与支払報告書の前にこの表紙をつけてください		
市	指定番号	
仕切紙		
この仕切紙以降の従業員については、以下の理由により特別徴収の対象者ではありません。		
普通徴収の理由		人 数
理由1	他の事業所で特別徴収が行われている(乙欄該当者)	名
理由2	給与の支払い不定期である	名
理由3	個人事業主が確定申告等で申告している事業専従者	名
理由4	退職者及び退職予定者(5月末日まで)	名
合 計		名
※該当する理由の人数欄に該当者数を記載してください。 (複数の理由に該当する方がいる場合、主な理由の欄に人数の記載をお願いします。) 送付切がない場合は全従業員が特別徴収の対象となります。		
特別徴収義務者名 (事業主名)		

Q eLTAX（エルタックス）で給与支払報告書を提出する場合で普通徴収対象者がいる場合はどういうにすればよいですか。

A 「5 特別徴収の対象にならない方」（P 2）の各項目に該当する従業員（納税義務者）の給与支払報告書のみ、「普通徴収」欄にチェックを入れて提出してください。「普通徴収欄にチェックが入っている」又は「退職日が入力されている」従業員（納税義務者）は普通徴収となり、それ以外の従業員（納税義務者）は全て特別徴収となります。

Q パートやアルバイトであっても、全員から特別徴収をする必要がありますか。

A 仕切紙に記載されている理由に該当する場合を除き、パート・アルバイトであっても、特別徴収をしていただく必要があります。

Q 4月に退職した職員がいます。この職員が、送られてきた「特別徴収税額通知書」に載っていますが、どのように手続きしたらよいですか。

A 退職の異動届を、「特別徴収税額通知書」を送付した市町村に提出してください。

※「12 異動届などの提出方法」（P 5）を参照してください。

Q 1月末に給与支払報告書を提出した従業員（納税義務者）が、その後すぐに退職したのですが、異動届出書は提出する必要がありますか。

A 給与支払報告書提出後に退職や転勤等によって給与の支払を受けなくなった場合は、「異動届出書」を市に提出してください。

異動届出書については、異動が生じた翌月の10日までに提出をお願いします。

Q 2か所以上の事業所に勤務している従業員（納税義務者）は、どちらから特別徴収されますか。

A 前年実績や本人の意向、給与収入額などから総合的に判断し、市がどちらか一方の事業所に決定します。

Q 4月1日現在は在職していませんでしたが、その後就職した従業員（納税義務者）がいる場合、途中から特別徴収に切替えることはできますか。

A 対象となる従業員（納税義務者）について、1月1日現在の住所所在地の市町村にその旨をご連絡いただければ、年度途中からでも特別徴収に切替えることができます。

※「12 異動届などの提出方法」（P5）を参照してください。

Q 今まで口座振替で納めていた従業員（納税義務者）は、金融機関等に手続きは必要ですか。

A 特に必要ありません。

Q 新潟県外から通勤している従業員（納税義務者）についてはどうしたらよいですか。

A 特別徴収をしなければなりません。詳しくは、従業員が居住する市町村へお問い合わせください。

Q 「特別徴収税額通知書」が送付されても特別徴収を行わない場合（不履行の場合）はどうなるのですか。

A 特別徴収義務者に督促状が発付され、それでもなお不履行が続くときは、特別徴収義務者の滞納税額（延滞金を含む。）に対する滞納処分が行われるほか、場合によっては脱税の罪に問われることがあります。

また、従業員（納税義務者）が納税証明書を取得できない等の不利益を被ることがあります。

Q 特別徴収した個人市・県民税を納期限内に納税できない場合はどうなるのですか。

A 事業主（給与支払者）が特別徴収した徴収金は、従業員（納税義務者）からの預り金ですので、納期限まで必ず市に納入してください。納期限を経過し、税金を滞納した場合は事業主（給与支払者）の方に滞納処分が執行される可能性があります。

14 関係法令

地方税法第321条の3

(給与所得に係る個人の市町村民税の特別徴収)

第三百二十二条の三 市町村は、納稅義務者が前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において給与の支払を受けている者（支給期間が一月を超える期間により定められている給与のみの支払を受けていることその他これに類する理由があることにより、特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条及び次条において「給与所得者」という。）である場合においては、当該納稅義務者に対して課する個人の市町村民税のうち当該納稅義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額は、特別徴収の方法によつて徴収するものとする。ただし、当該市町村内に給与所得者が少ないとその他特別の事情により特別徴収を行うことが適当でないと認められる市町村においては、特別徴収の方法によらないことができる。

- 2 前項の給与所得者について、当該給与所得者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、市町村は、当該市町村の条例の定めるところによつて、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項本文の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によつて徴収することができる。ただし、第三百二十二条の二第一項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。
- 3 前項本文の規定によつて給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収することとなつた後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によつて徴収することが適當でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法によつて徴収することとされたい旨の申出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市町村は、当該特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。
- 4 第一項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において第三百二十二条の七の二第一項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢六十五歳以上の者である場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「給与所得以外」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。

地方税法第321条の4

(給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)

第三百二十二条の四 市町村は、前条の規定によつて特別徴収の方法によつて個人の市町村民税を徴収しようとする場合においては、当該年度の初日において同条の納稅義務者に対して給与の支払をする者（他の市町村内において給与の支払をする者を含む。）のうち所得税法第百八十三条の規定によつて給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者を当該市町村の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。この場合においては、当該市町村の長は、前条第一項本文の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額又はこれに同条第二項本文の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収することとなる給与所得以外の所得に係る所得割額（同条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により読み替えて適用される同条第二項本文の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収することとなる給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額）を合算した額（以下この節において「給与所得に係る特別徴収税額」という。）を特別徴収の方法によつて徴収する旨を当該特別徴収義務者及びこれを経由して当該納稅義務者に通知しなければならない。

- 2 市町村長が前項後段の規定によつて特別徴収義務者及び特別徴収義務者を経由して納稅義務者に対してする通知は、当該年度の初日の属する年の五月三十一日までにしなければならない。
- 3 第三百二十二条の六第一項の規定によつて提出すべき給与支払報告書が同項の提出期限までに提出されなかつたことその他やむを得ない理由があることにより、市町村長が前項に規定する期日までに第一項後段の規定による通知をすることができないかつた場合にあつては、当該期日後において当該通知をすることを妨げない。ただし、次条第一項の規定によつて当該通知のあつた日の属する月の翌月から翌年五月までの間ににおいて給与所得に係る特別徴収税額を徴収することが不適當であると認められる場合においては、この限りでない。
- 4 第一項の場合において、同一の納稅義務者に対して給与の支払をする者が二以上あるときは、市町村は、当該市町村の条例によつてこれらの支払をする者の全部又は一部を特別徴収義務者として指定しなければならない。この場合において、特別徴収義務者として二以上の者を指定したときは、給与所得に係る特別徴収税額をこれらの者が当該年度中にそれぞれ支払うべき給与の額にあん分して、これを徴収させることができる。
- 5 納稅義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の四月三十日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者（所得税法第百八十三条の規定によつて給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動によつて従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなつた日の属する月の翌月の十日（その支払を受けなくなつた日が翌年の四月中である場合には、同月三十日）までに、前条第一項本文の規定により特別徴収の方法によつて徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法によつて徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の申出をしたときは、市町村は、当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者を当該市町村の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させるものとする。ただし、当該申出が翌年の四月中にあつた場合において、当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者を特別徴収義務者として指定し、これに徴収させることが困難であると市町村長が認めるときは、この限りでない。
- 6 第一項後段の規定は、前項本文の場合について準用する。

地方税法第321条の5

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

- 第三百二十二条の五 前条の特別徴収義務者は、同条第二項に規定する期日までに同条第一項後段（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受け取つた場合にあつては当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額の十二分の一の額を六月から翌年五月まで、当該期日後に当該通知を受け取つた場合にあつては当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額を当該通知のあつた日の属する月の翌月から翌年五月までの間の月数で除して得た額を当該通知のあつた日の属する月の翌月から翌年五月まで、それぞれ給与の支払をする際毎月徴収し、その徴収した月の翌月の十日までに、これを当該市町村に納入する義務を負う。ただし、当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額が均等割額に相当する金額以下である場合には、当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額を最初に徴収すべき月に給与の支払をする際その全額を徴収し、その徴収した月の翌月の十日までに、これを当該市町村に納入しなければならない。
- 2 前項の特別徴収義務者は、前条の規定によつてその者が徴収すべき給与所得に係る個人の市町村民税の納税義務者が当該特別徴収義務者から給与の支払を受けないこととなつた場合においては、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額（前項の規定によつて特別徴収義務者が給与の支払をする際毎月徴収すべき額をいう。以下この項、次項及び第三百二十二条の六第二項において同じ。）は、これを徴収して納入する義務を負わない。ただし、その事由が当該年度の初日の属する年の六月一日から十二月三十一日までの間ににおいて発生し、かつ、総務省令で定めるところによりその事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の納税義務者からの申出があつた場合及びその事由がその年の翌年の一月一日から四月三十日までの間ににおいて発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の五月三十一日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、その者に支払われるべき給与又は退職手当等の支払をする際、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなつたときには、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を徴収し、その徴収した月の翌月十日までに、これを当該市町村に納入しなければならない。
- 3 前項の場合においては、特別徴収義務者は、総務省令で定めるところにより、給与の支払を受けないこととなつた納税義務者の氏名、その者に係る給与所得に係る特別徴収税額のうち既に徴収した月割額の合計額その他必要な事項を記載した届出書を当該特別徴収に係る納入金を納入すべき市町村の長に提出しなければならない。
- 4 前条の規定によつて、他の市町村内において給与の支払をする者が特別徴収義務者として指定された場合においては、当該特別徴収義務者は、その納入すべき納入金を当該他の市町村内に所在する銀行その他の金融機関で当該市町村が指定して当該特別徴収義務者に通知したものに払い込むものとする。この場合においては、当該特別徴収義務者が当該通知に係る金融機関に払い込んだ時に、当該市町村にその納入金の納入があつたものとみなす。
- 5 市町村の指定した特別徴収義務者が国の機関である場合における第三百二十六条第一項の規定の適用については、当該特別徴収義務者が給与所得に係る特別徴収税額に係る納入金に相当する金額の資金を日本銀行に交付して納入金の払込みをした時において当該市町村に納入金の納入があつたものとみなす。

地方税法第321条の5の2

(給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例)

- 第三百二十二条の五の二 第三百二十二条の四の特別徴収義務者は、その事務所、事業所その他これらに準ずるもので給与の支払事務を取り扱うもの（給与の支払を受ける者が常時十人未満であるものに限る。以下この項において「事務所等」という。）につき、当該特別徴収に係る納入金を納入すべき市町村の長の承認を受けた場合には、六月から十一月まで及び十二月から翌年五月までの各期間（当該各期間のうちその承認を受けた日の属する期間については、その日の属する月から当該期間の最終月までの期間）に当該事務所等において支払つた給与について前条第一項の規定により徴収した給与所得に係る特別徴収税額を、同項の規定にかかわらず、当該各期間に属する最終月の翌月十日までに当該市町村に納入することができる。前条第二項ただし書の規定により徴収した給与所得に係る特別徴収税額についても、同様とする。

- 2 前項の承認の取消し、当該取消しがあつた場合の納期の特例その他給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例に関し必要な事項は、政令で定める。

地方税法第321条の6

(給与所得に係る特別徴収税額の変更)

- 第三百二十二条の六 市町村長は、第三百二十二条の四第一項から第三項まで（同条第六項において同条第一項後段の規定を準用する場合を含む。）の規定によつて給与所得に係る特別徴収税額を通知した後において、当該給与所得に係る特別徴収税額に誤りがあることを発見した場合その他これを変更する必要がある場合においては、直ちに当該給与所得に係る特別徴収税額を変更して、その旨を当該特別徴収義務者及びこれを経由して当該納税者に通知しなければならない。
- 2 特別徴収義務者が前項の通知を受け取つた場合においては、その通知を受け取つた日の属する月以後において徴収すべき月割額は、同項の規定によつて変更された額に基づいて、当該市町村長が定めるところによらなければならない。

地方税法施行規則第9条の5

(特別徴収に係る給与所得者異動届出書の提出義務)

- 第九条の五 法第三百二十二条の五第三項に規定する届出書は、同条第二項の事由が発生した日の属する月の翌月の十日までに提出しなければならない。ただし、当該事由が四月二日から五月三十一日までの間に生じた場合における当該事由が生じた者に係る市町村民税を当該年度から新たに特別徴収の方法によつて徴収すべき市町村の長に対する当該届出書の提出は、法第三百二十二条の四第一項後段の規定による通知のあつた日の属する月の翌月の十日までとする。

所得税法第183条

(源泉徴収義務)

- 第一百八十三条 居住者に対し国内において第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等（以下この章において「給与等」という。）の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。
- 2 法人の法人税法第二条第十五号（定義）に規定する役員に対する賞与については、支払の確定した日から一年を経過した日までにその支払がされない場合には、その一年を経過した日においてその支払があつたものとみなして、前項の規定を適用する。

<市町村担当窓口>

市町村名	担当部署名	郵便番号	住 所	連絡先電話番号
新潟市	市民税課	951-8550	新潟市中央区学校町通1番町602番地1	025-226-2253
長岡市	市民税課	940-8501	長岡市大手通1-4-10	0258-39-2711
三条市	税務課	955-8686	三条市旭町2-3-1	0256-34-5511 (内線)204・462
柏崎市	税務課	945-8511	柏崎市中央町5-50	0257-23-5111 (内線)244・245
新発田市	税務課	957-8686	新発田市中央町4-10-4	0254-22-3101
小千谷市	税務課	947-8501	小千谷市城内2-7-5	0258-83-3508
加茂市	税務課	959-1392	加茂市幸町2-3-5	0256-52-0080 (内線)121
十日町市	税務課	948-8501	十日町市千歳町3-3	025-757-3716
見附市	税務課	954-8686	見附市昭和町2-1-1	0258-62-1700 (内線)121・130
村上市	税務課	958-8501	村上市三之町1-1	0254-53-2111 (内線)221・222
燕市	税務課	959-0295	燕市吉田西太田1934番地	0256-77-8142
糸魚川市	市民課	941-8501	糸魚川市一の宮1-2-5	025-552-1511 (内線)2140
妙高市	市民税務課	944-8686	妙高市栄町5-1	0255-74-0011
五泉市	税務課	959-1692	五泉市太田1094-1	0250-43-3911 (内線)265～267
上越市	税務課	943-8601	上越市木田1-1-3	025-526-5111 (内線)1254～1256
阿賀野市	税務課	959-2092	阿賀野市岡山町10-15	0250-61-2472
佐渡市	税務課	952-1292	佐渡市千種232	0259-63-5110
魚沼市	税務課	946-8511	魚沼市大沢213-1	025-792-9751
南魚沼市	税務課	949-6696	南魚沼市六日町180-1	025-773-6668
胎内市	税務課	959-2693	胎内市新和町2-10	0254-43-0311
聖籠町	税務財政課	957-0192	北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1635-4	0254-27-2111
弥彦村	税務課	959-0392	西蒲原郡弥彦村大字矢作402	0256-94-3134
田上町	町民課	959-1503	南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田3070	0256-57-6115
阿賀町	町民生活課 税政係	959-4495	東蒲原郡阿賀町津川580	0254-92-5761
出雲崎町	町民課	949-4392	三島郡出雲崎町大字川西140	0258-78-2292
湯沢町	税務課	949-6192	南魚沼郡湯沢町大字神立300	025-784-3452
津南町	税務町民課 税務班	949-8292	中魚沼郡津南町大字下船渡戊585	025-765-3113
刈羽村	住民生活課	945-0397	刈羽郡刈羽村大字割町新田215-1	0257-45-3915
関川村	税務会計課	959-3292	岩船郡関川村大字下関912	0254-64-1451
粟島浦村	総務課	958-0061	岩船郡粟島浦村字日ノ見山1513-11	0254-55-2111